

せいり ばんごう 整理番号	7-11-1	そうだん 相談レベル	2
ぶん るい 分類	しごと		
こう もく 項目	ろうどう そうだん じれい 労働相談事例		
ない よう 内容	ろうどうじょうけん やくそく ちが 労働条件が約束と違うとき		

1 想定される質問の背景

○ 約束より給料が安い。約束より長い時間働いている。約束の時期に給料がもらえない。

2 基本的な質問と回答

相談者 他の日本人労働者より給料などの労働条件が悪いです。外国人だからでしょうか？

回答者 労働基準法第3条では、国籍を理由とした労働条件の差別的取扱いが禁止されており、在留資格の有無に係らず適用されます。なぜ他の人と条件が違うのかよく話を聞いてみてください。納得できないときは、次の窓口にご相談してみましよう。

⇒ 外国人労働相談窓口 7-12へ

相談者 約束と給料などの労働条件が違います。確認する方法はありますか？

回答者 就業規則と労働契約を書面で見せてくれるように会社に頼み、よく確認してみましよう。常時10人以上の労働者を使用する使用者は、始業・終業時間、賃金の決定・計算・支払方法・支払時期などについて定めた就業規則を作成し労働基準監督署に届ける義務があります。また、労働基準法により、使用者は労働者に賃金や労働時間などの労働条件を明示して書面で労働契約を締結する必要があります。

⇒ 労働契約 7-3へ

⇒ 賃金 7-4へ

相談者 約束より長い時間働いており、残業代も支給されません。

回答者 労働基準法で労働時間の限度や休日が定められています。雇用者は、この定められた時間を超える労働(残業)については、通常の時間単価の25%増以上(休日労働の場合は35%増以上)の賃金を支払う必要があります。

⇒ 労働時間 7-6へ

3 派生する質問と回答

相談者 労働条件が納得いかず行政窓口などに相談する場合、用意した方がよいものはありますか？

回答者 給与明細書と、働いた場所や使用者または会社の住所と連絡先を記載した書面を準備して相談に行きましよう。

4 基礎知識

オーバースティの人などを雇用了会社は罰せられるのか？

不法就労外国人を雇用了事業主、不法就労となる外国人をあっせんした者等不法就労を助長した者は、入管法第73条の2により3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。

メモ欄